

大分県報

令和元年
九月三十日
（三十四）
（月曜日）

目次

警察本部訓令

大分県警察の監察に関する訓令の一部改正……………一

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第11号

警察本部
警察学校
警察署

大分県警察の監察に関する訓令（平成14年大分県警察本部訓令第8号）の一部を次のように改正する。

令和元年9月30日

大分県警察本部長 石川 泰三

第2条を次のように改める。

（監察実施者）

第2条 監察は、警務部参事官兼首席監察官（以下「首席監察官」という。）、警務部監察課長（以下「監察課長」という。）、警務部監察課監察官及び警務部監察課以外の警察本部の課（所、隊及び室を含む。以下同じ。）又は警察学校（以下「学校」という。）に勤務する警視又は警部の階級（同相当職を含む。）にある職員のうちから警察本部長（以下「本部長」という。）が監察官として兼務することを命じた者（以下「兼務監察官」という。）により実施するものとする。

2 兼務監察官は、首席監察官及び監察課長の指揮監督を受け、所属する警察本部の部若しくは課又は学校の分掌事務に関して、監察に従事するものとする。

3 第1項に規定する者は、監察を実施するに当たって必要と認められる場合には、警察本部又は学校の職員に監察の補佐をさせることができるものとする。

第9条を第11条とし、第8条を第10条とする。

第7条中「第2条第1項に規定する者」を「首席監察官及び監察課長」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（監察への協力）

第9条 監察の対象となる所属の長は、監察を実施する上で参考となる事項について、監察課長に連絡し、監察が円滑かつ適正に行われるよう協力するものとする。

第6条の次に次の1条を加える。

（秘密の厳守）

第7条 監察に現に従事し、又はかつて従事した者は、監察に従事するに当たり知り得た事項について、秘密を厳守しなければならない。

第11条の次に次の1条を加える。

（監察官会議）

第12条 首席監察官は、必要に応じて監察官会議を開催し、監察の実施その他の事項について協議を行い、調整を図るものとする。

附 則

この訓令は、令和元年9月30日から施行する。